

[事案 2019-113] 入院給付金支払等請求

・令和2年6月26日 裁定終了

<事案の概要>

給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として契約を解除されたことを不服として、解除の無効と入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成31年2月に胃がんにより入院したため、平成30年11月に契約した終身医療保険にもとづき給付金を請求したところ、平成30年9月に肋間神経痛により腹部エコー検査およびCT検査を受けていたにもかかわらず、告知しなかったことを理由として、契約を解除され、給付金も支払われなかった。しかし、以下の理由により、契約解除を無効とし、入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 肋間神経痛は、医師の診察および検査を受けたが、一週間程度の湿布薬による治療で治ったため、告知する必要はないと思った。
- (2) 平成30年9月に胃カメラの予約をしたのは、自分の希望であり医師の勧めによるものではない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、告知の約1か月前に2回にわたり検査を受けており、告知すべき事項であることを認識していたか、認識していなかったとしても重過失が認められる。
- (2) 申立人は、痛みは一週間ほどの湿布で良くなったと主張しているが、その後も継続的に受診している事実と整合しない。また、胃カメラの予約が医師の勧めでなされたか否かということは、告知義務違反の有無の判断に影響しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、肋間神経痛による検査および治療について告知が必要なかったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。